

入所事業（施設入所支援・生活介護） 料金表

① 介護給付費の1割（定率負担額）

※9割は介護給付費の対象として市町村から給付されます。

サービス項目	サービス内容		利用単位数
生活介護	生活介護サービス費	障害程度区分	
		区分6	日額 1,099単位
		区分5	日額 816単位
		区分4	日額 568単位
		区分3	日額 502単位
		区分2以下	日額 459単位
		人員配置体制加算	日額 212単位
		福祉専門職員配置等加算	日額 15単位
		常勤看護職員配置体制加算	日額 11単位
		初期加算（最初の利用日及び長期入院後、30日間算定）	日額 30単位
	福祉・介護職員処遇改善加算	※1	
施設入所支援	施設入所支援サービス費	区分6	日額 356単位
		区分5	日額 297単位
		区分4	日額 235単位
		区分3	日額 185単位
		区分2以下	日額 146単位
		重度障害者支援加算	日額 28単位
		夜勤職員配置体制加算	日額 41単位
		入院外泊時加算Ⅰ（月8日 3ヶ月を限度）	日額 320単位
		入院外泊時加算Ⅱ（加算Ⅰに引き続いて82日を限度）	日額 191単位
		入所時特別支援加算（最初の利用日及び長期入院後30日間算定）	日額 30単位
	福祉・介護職員処遇改善加算	※1	

※1 福祉・介護職員処遇改善加算（生活介護・施設入所支援共通）

各事業の一ヶ月の総単位数に5.0%を乗じた単位数

桜川市における地域区分単価

	桜川市(6級地)
生活介護	10.18円
施設入所支援	10.20円

※ 各事業の一ヶ月の総単位数×1単位単価＝サービス利用料

※ サービス利用料×1割＝利用者負担額(定率負担)

・ 定率負担額に関する月額上限

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる1割の定率負担額については、所得(世帯の収入状況)に応じて下表のとおり3区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担は必要ありません。

区分	世帯の収入状況	1ヵ月あたりの負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1・2	市町村民税非課税世帯	0円
一般	上記以外	37,200円

② 介護給付費の対象とならない利用料

食費	入所者の食事にかかる費用(食材費+人件費)	日額 1,450円
光熱水費	居室利用にかかる光熱水費	月額 9,420円
貴重品管理	施設で貴重品を預かり管理するサービス	月額 500円
現金出納サービス	現金の出納を施設が代行して行うサービス	月額 1,500円
電化製品	持ち込みの電化製品につきましては、製品事に1ヶ月の使用料を定めております	詳細はお問い合わせ下さい。
希望外出支援	利用者様の希望により職員が付き添い、外出する場合	職員1人につき1時間 1,000円
買物代行	買物代行サービス	1時間 300円
コピー・fax代	A4用紙を基準として	白黒 10円/枚 カラー 50円/枚
各種証明書発行	入所証明書等	一通につき 100円

※月額料金のサービスは、月の途中の入所など、状況に応じて日割り計算とします。

※補足給付が支給される方は、食費・光熱水費から利用日数分の補足給付を差し引いてご請求致します。